

# ビジネスサポートQ&A

BUSINESS SUPPORT Q&A

# 法律



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻くさまざまな法律問題の解決に携わっている。  
札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

人材がいなため、外部のデザイナーに作ってもらおうと思っていますが、この場合に気を付けなければならないことは何でしょうか？

A 制作者との間で、著作権譲渡契約を締結するなど、キャラクターに関する権利の帰属について明確化しておかなければなりません。

なお、キャラクターは、「漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であつて、具体的表現そのものではない」ため、著作物に該当せず、著作権法では保護することはできないとされた判決（ボパイ事件 最高裁判平成九年七月十七日）がありますが、キャラクターのイラストそのもの（いわゆる「原案・原画」といっていいでしょう）については、「絵画」であり、美術の著作物として、著作権法上保護されま

Q 最近の「ご当地キャラ」ブームにあります。やかり、当社独自のキャラクターを作つて販促活動に役立てようと思っています。

当社にはキャラクターを作ることができるものはないため、外部のデザイナーに作ってもらおうと思っていますが、この場合に気を付けなければならないことは何でしょうか？

A 制作者を制作した人には、著作権を有するが、この著作者人格権には、「同一性保持権」といって、著作物の変更を許さない権利があるとされています。

そのため、原則として、著作物の変更是作成者の同意を得る必要があります。

Q お正月の販促用として、キャラクターに袴を着せるなど、イラストを少し変えて使いたいと思っているのですが、制作者に無断で行つてもよいですか？

Q お正月の販促用として、キャラクターに袴を着せるなど、イラストを少し変えて使いたいと思っているのですが、制作者に無断で行つてもよいですか？

橋本・大川合同法律事務所  
札幌市中央区北四条  
西二丁目一―八  
六〇一―六三一―三〇〇

すので、具体的には、同イラストについて著作権の譲渡を受けておく必要があるかと思われます。

Q ゆくゆくは、キャラクターのぬいぐるみやグッズを作つていただきたいと思っています。

Q お正月の販促用として、キャラクターに袴を着せるなど、イラストを少し変えて使いたいと思っているのですが、制作者に無断で行つてもよいですか？

Q お正月の販促用として、キャラクターに袴を着せるなど、イラストを少し変えて使いたいと思っているのですが、制作者に無断で行つてもよいですか？

## 「キャラクター」を巡る法律問題（特に著作権について）